

仕様書

1 件名

青色防犯パトロール活動車両及び防災車両にかかる道路運送車両法第 48 条に規定する法定 12 ヶ月点検整備業務委託

2 対象車両

	車両番号	自動車種別	車名	形式	原動機の形式	燃料の種類
A 車	28-83	軽自動車	三菱	Z A A-H A 3 W	Y 4 F 1	電気
B 車	35-71	軽自動車	スズキ	G B D-D A 6 2 V	K 6 A	ガソリン

3 業務内容

A 車 B 車 共通

- ・道路運送車両法第 48 条に規定する法定 12 ヶ月点検整備
- ・その他点検整備結果に基づく不具合の調査
※不具合を発見したら、その他 14(1)に基づき発注者へ連絡すること

B 車

- ・エンジンオイル交換
- ・エンジンオイルフィルター交換
- ・ラジエーター、クーラント不凍液交換

4 履行期間

令和 7 年 8 月 8 日（金）

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、鶴見区役所市民協働担当（以降、「発注者」という）と受注者の協議によるものとする。

6 履行場所

大阪市鶴見区役所…大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号

7 許認可等

- (1) 受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目「37:自動車修理」で登録されていないといけない。
- (2) 近畿運輸局より指定工場の指定を受けていること。

8 報告

受注者は、業務終了後、発注者の指定する報告書を作成し、業務終了後の 10 日以内までに発注者に提出すること。

9 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意または過失により、施設、その他物件への損害または第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

10 業務委託料の部分払い等

受注者は、本業務の履行完了前に、出来高部分に相応する業務委託相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月 1 回を超えることはできない。

11 特記事項

見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

12 その他

- (1) 点検整備において、定期点検整備基準上及び運転操作上必要な修理箇所を発見した場合は、すみやかに発注者に連絡し、指示を受けること。
- (2) 当区役所で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。
- (3) 点検日及び引き取り、納車の日について、発注者と調整し決めること。
- (4) 点検整備が完了したときは、点検済みステッカーを貼付し、すみやかに点検整備記録簿を 2 部提出し、納車時に発注者の確認を受けること。

13 担当

鶴見区役所 市民協働課（担当者：北池）

住所 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号

（電話番号 06-6915-9159）

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。